

はしがき

2010年1月から2月にかけて、立命館大学における「土曜講座」にて「京都から考えるユネスコ世界遺産」と題して連続講演会を企画した。そのうち1月30日には、特別講座として、ユネスコ事務局長を務められた松浦晃一郎氏をお迎えした。松浦氏は2009年までの10年間の在任中に、80年代に脱退したアメリカのユネスコ復帰も実現させ、また、ユネスコの文化部門においては、水中文化遺産保護条約（2001年）、無形文化遺産保護条約（2003年）、文化的表現の多様性条約（2005年）の3条約を採択するなどの足跡を残された。

本書は、土曜講座の講演者を中心とした多様な学問分野の執筆者によって、世界遺産を多角的、学際的に捉え、世界遺産研究の必要性と可能性を広く知ってもらうことをねらいとしている。ユネスコ世界遺産に関する文献には、松浦氏が自ら執筆された『ユネスコ事務局長奮闘記』（2004年）や『世界遺産』（2008年）があるが、専門的な論文あるいは写真集の類が多い。世界遺産や無形文化遺産の保護の重要性や歴史的経緯、また都市開発や防災、観光といった関連する課題について様々な視点から包括的に考えてもらうために、本書を編むことになった。

本書では、まず「人類の文化遺産をいかに守るか」と題された松浦前ユネスコ事務局長による講演を軸に、ユネスコ世界遺産条約による遺産の登録や保護体制の仕組みを説明したい。そして、世界遺産条約の今日的意義や文化遺産保護をめぐる多様な課題を考えていきたい。本書の関心事項と問題意識は次のようである。

世界遺産条約の採択から今日までの歩みを振り返ると、90年代前半は、遺産に対する視点の重要な転換点であった。日本の「法隆寺地域の仏教建築群」（1993年登録）など木造建築の登録を通して、西欧的な石の文化とは異なった視点から評価する道が開かれた。また、地球環境問題の顕在化と時を同じくして、

人間が自然と融和した形で手を加えた景観を意味する「文化的景観」概念が登場した。さらに、「産業（近代化）遺産」の増加は、産業革命以来の人類の足跡を客観的に評価することにもつながった。

また世界遺産条約は、その目的である遺産の保護・保存のあり方について、様々な問題点を提起する役割も果たしてきた。先進国や途上国の都市における開発の波は、人々の生活様式の変化とともに、歴史都市の景観にダメージをもたらした。歴史都市としての魅力や遺産の価値を損ねない形で、現代的で活力ある都市を再生することは、我々の身近な課題でもある。世界遺産は様々なリスクに直面しているが、そのひとつが文化遺産の防災対策である。特に木造文化財の多い古都京都では緊急の問題である（図0-3参照）。

さらに世界遺産は、観光や地域振興の点からも注目を集めるようになった。一国の世界遺産の数と、観光者数はかなりの相関関係がある。世界遺産登録により、比較的地味な遺産でも観光者数の増加が見られる（図0-3参照）。観光開発は、世界遺産条約の直接的な目的ではないが、様々な世界遺産を知り、人類の文化の豊かさや多様性を楽しむ機会を提供してくれる。反面では、観光開発による環境悪化や遺産の損傷なども世界各地で報告されている。観光と遺産保護との両立性について、例えば観光収入を遺産保護と結び付ける仕組みの考案や、地元のコミュニティによる観光への関わりなどが求められている。

21世紀にはいつ世界遺産の数は1,000に近づき、その種類も多様になった。例えば、近代化遺産の中には、原爆ドームや奴隷積出港など人類の歴史において「負の遺産」といわれるものもある。近代化の歴史を客観的に評価することが可能な時間が経過したのと同時に、そうした作業が求められる時代になったともいえる。また世界遺産条約とは別に、工芸、芸能、祭礼などの無形文化遺産をより緩やかな基準で登録される無形文化遺産条約も採択された。西欧に集中する世界遺産に対し、広く諸民族の文化に目が向けられ始めた。

さらにグローバル化や技術革新の時代において、世界遺産や無形文化遺産は、遺伝子などの生物資源問題、先住民族の著作権、開発と文化の相克など、より広範な問題領域との関連性も生じている。より広い角度から人類の遺産について考えるべき時期にきている。

本書の構成と内容について簡単に紹介しておく。

第I部は、松浦氏の講演記録である。

「人類の文化遺産をいかに守るか」と題された松浦氏の講演は、まずユネスコが「文化」をどう捉えてきたか、世界遺産や無形文化遺産保護の核心ともいえる問題に触れられている。特に、松浦氏が事務局長在任中に推進し、21世紀に入って採択された「無形文化遺産保護条約」や、「文化的表現の多様性に関する世界宣言」の意義が語られた。グローバル化と文化の問題を考えると、有形（世界遺産）と無形文化の双方を保護することが大切であることが強調されている。また質疑応答では、今後の世界遺産登録のあり方、世界遺産と観光との関係、また富士山をはじめとする日本の世界遺産候補など、フロアからの興味深い質問に対して松浦氏の見解が示された。

第II部は研究者による論考である。

編者が担当する第1章「世界遺産と日本」では、まずユネスコという国際機関と世界遺産条約について概説し、日本と世界遺産条約の関わりについて考察する。世界遺産条約における「文化的景観」の概念は、里山や棚田などの日本独自の景観を保護する政策にも影響を与えた。文化財保護では伝統のある日本も、「景観」については、それを「文化」としてとらえ法的に保護するまでには時間を要した。他方で、世界遺産条約への加入は、日本にユネスコへの貢献を通じた新たな文化外交の場を提供したことを紹介する。

第2章の宗田好史氏による「世界遺産における歴史都市の課題」は、世界遺産リストにも多く登録されている「歴史都市」に焦点を当てる。ユネスコ世界遺産条約における歴史都市の位置づけ、歴史都市と再開発の問題、京都の新景観政策、欧州の歴史都市の経験と京都の比較などの分析や紹介がなされている。こうした分析を通して、フィレンツェやウィーンなど、世界の魅力ある歴史都市が共有する課題と、その解決への模索が示される。

第3章では、土岐憲三氏による「文化遺産の災害対策」の中で、歴史都市防災学の立場から文化遺産の災害に対する脆弱性が指摘されている。木造文化遺産の多い京都における実際の調査研究に基づき、文化遺産防災学の構築と関係主体のネットワークづくりを提唱している。土岐氏の提案に基づき、2010年秋、

松浦前ユネスコ事務局長を会長に、「京都文化遺産プラットフォーム」が設置され、活動を開始している。またアジア地域を中心とする国々の専門家に文化遺産防災学を学ぶ機会を提供する活動も紹介されている。

第4章において、峯俊智穂氏の「世界遺産保全と観光振興による地域づくり」は、「紀伊山地の霊場と参詣道」を事例に、観光学の視点から世界遺産を考える。和歌山県は2005年に日本で初めて世界遺産条例を制定しており、また田辺市では、世界遺産登録を契機に地元自治体やコミュニティを中心とした遺産保全と観光客への情報提供などの取組みを紹介する。筆者自身の現地調査を通して、世界遺産をもつ地域の活動をつづる。

第5章は、楊路氏の「中国の世界遺産『麗江古城』と観光」が、本書の中では、唯一、外国の世界遺産を主題としている。中国雲南省の世界遺産「麗江古城」を事例に、80年代の開発ラッシュ、96年の大地震被害、そして震災からの復興過程における遺産復元の課題などを追っている。実際に中国雲南省職員として勤務している楊氏の観察は確かである。麗江古城を支える少数民族ナシ族の文化は日本の古代史とも関連が深く、今や世界3位の世界遺産大国となった中国の文化遺産として特殊な地位にあり、興味深い研究対象である。

第6章では、「21世紀における遺産保護」と題して、世界遺産や無形文化遺産が直面する新たな状況や課題をとりあげる。世界遺産の地理的・時間的不均衡の是正の要請から、産業遺産の登録が増加したが、必ずしも不均衡是正につながらなかった。それに対して、2006年に発効した無形文化遺産条約は、芸能や工芸、祭礼など、より広範な文化を登録し保護する可能性を開いた。無形文化遺産と世界遺産保護の連続性と相違点についても考察する。また国境を越える遺産や、危機に陥った遺産に対する国際協力の課題、さらに生物資源や、民族文化の著作権、開発と文化の相克など、遺産保護を取巻く現代的課題の広がりを示す。

本書は、グローバル化や技術革新、急速な都市開発が進む現代において、世界各地の固有の文化の価値をどうとらえ、保護していくのか、世界遺産条約および無形文化遺産条約の視点から、多角的な分析と紹介を試みた。本書が、学

生や地域の遺産保護にあたる関係者の興味を少しでも引き、世界遺産を読み解く材料になればと願う。

最後に、ご退任直後に立命館大学での特別講演と、本書への掲載を快諾くださった松浦晃一郎氏に心からの感謝をお伝えしたい。また、本書の企画の時からお世話になった法律文化社の小西英央様に記して謝意を表したい。

安江 則子